

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費土地改良事業（水路改修事業）権現池地区）計画を変更することについて平成20年7月9日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部高瀬事業課において平成20年7月31日から同年8月20日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀